令和3年度 長野県子ども支援センター 長野県子ども支援委員会 活動報告 「長野県子ども支援センター」及び「長野県子ども支援委員会」は、平成 26 年 7 月に制定された「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例 (子ども支援条例)」に基づいて、平成 27 年 4 月に設置され、令和 3 年度末で 7 年を経過いたしました。

この「子ども支援条例」では、県は、子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる総合窓口の設置等相談体制の充実を図ること、また、子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、「子ども支援委員会」を設置することと規定されています。

そこで、子どもに関する様々な問題についての相談をすることができる総合窓口として、「子ども支援センター」を設置し、教育分野や児童福祉分野の相談経験のある3名の相談員が月曜日から土曜日(祝日等は除く。)の午前10時から午後6時まで電話やメール等により、子どもたちや保護者からの相談に対応しております。

令和3年度は、子どもたち、保護者や児童等から延べ 653 件の相談を受け付けました。全体の相談件数は令和2年度の 667 件に比較してわずかに減少しています。しかし、依然いじめや体罰、虐待といった子どもたちの人権に関わる相談や不登校など、より子どもが抱えているつらさや悩みに寄り添って応じる必要がある相談件数は、令和3年度はやや減少したものの、設置当初から昨年度まで6年間連続して100件を超えており、今後も一層相談体制や機能の充実を図っていく必要があります。

「子ども支援委員会」は、法律、福祉、医療等の専門家である委員5名により設置しており、子 ども支援センターや県教育委員会事務局に設置されている学校生活相談センターに寄せられた相 談について、相談員がより相談者に対して寄り添った、また的確な対応ができるよう個々の事案に ついて協議を行いました。

これまでの取組状況や調査結果等を整理し、条例前文に記されている「全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会」の実現を目指して、長野県の子どもにとって、また、子どもを支援する人たちにとって、より信頼されるセンターになるよう取組を充実させてまいります。

長野県子ども支援センター・長野県子ども支援委員会活動報告 目次

1 -	子ども支援センターの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1))相談体制	
(2))相談以外の機能	
(3))令和3年度の広報活動の状況	
2 -	子ども支援センターの相談受付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)) 令和3年度中の電話・メール相談の状況	
(2))相談者別	
(3))相談内容別	
(4))関係機関との連携(相談に対する支援状況)	
(5))令和2年度相談状況との比較	
3 :	長野県子ども支援委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1))委員会の設置	
(2)) 委員会の体制	
(3))委員会の職務	
(4))委員会の開催状況	
(5))人権救済事案調整に係る活動	

1 子ども支援センターの概要

長野県では、県民が子どもの育ちに関する理念を共有し、子どもたちが将来に希望を持ち 自ら成長する力を十分に発揮して育つことができる施策や取組が展開できるよう、平成 26 年7月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を制定しました。

この条例では子どもへの支援等に関する基本理念のほか、基本的施策として子どもに関する各般の相談ができる総合窓口の設置その他の相談体制の充実が定められており、これに基づいて県は子ども支援センターを平成27年4月に開設しました。

子ども支援センターは、長野県県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室内に設置されています。

(1) 相談体制

子どもや保護者等から広く子どもに関する相談を受ける中から、いじめ、虐待等の人権侵害に直面している子どもからのSOSを受け止め、問題解決に結びつけることが子ども支援センターの大きな目的です。相談を積み重ねる中で、頼れる相談先として、子どもたちに気軽に何度でも電話してもらえるような相談窓口を目指しています。

相談窓口

・開設日時 : 月曜~土曜日 (日曜・祝日及び年末年始を除く) 午前 10 時~午後 6 時

・相談方法 : 電話、メール、ファックス、手紙での相談

面接相談(月〜金 予約制) 面接の場所 長野市 県庁こども・家庭課

・子ども用無料相談電話: 0800-800-8035

・大人用相談電話 : 026-225-9330

・メール相談: kodomo-shien@pref. nagano. lg. jp

・ファックスで相談 : 026-235-7390

・相談を受ける職員 : 教育分野、児童福祉分野で相談経験のある専任の電話相談員

が相談を受けています。

(2) 相談以外の機能

条例に定められた子ども支援委員会の事務局機能を担うほか、県下で子どもに関する相談、支援を行っている自治体や民間団体との連携を行っています。

(3) 令和3年度の広報活動の状況

令和3年8月から9月にかけて、相談の電話番号やメールアドレス等を記載した広報用カード(しおり型)を、県内すべての国公立・私立学校(専修学校含む)の小学校1年生から高校3年生までの児童・生徒に、学校を通じて配付しました。加えて、県下の図書館等へも広報用カードの配架の依頼をしました。

また、令和3年8月には、県内各市町村の未就学児の保護者向けの広報活動として子ども 支援センターのチラシを作成し、相談窓口の周知を図りました。

このほか、民間団体の広報誌等への掲載等、より多くの方に広く周知を図りました。

子ども支援センターでは、ホームページを長野県の公式サイト内に設け、センターの概要、 相談の仕方等を案内しています。

2 子ども支援センターの相談受付状況(令和4年3月31日累計)

(1) 令和3年度中の電話相談・メール相談等・面接調査の状況

電話・メール・手紙・面接による相談を受けた総件数は 746 件で、そのうち無言等で相談ができなかったものは 93 件ありました。

会話が成立したものは 653 件で、そのうちメール・手 紙での相談は 46 件、面接による相談は 2 件でした。

なお、電話相談は、電話のつど1件を計上し、メール 相談は同一のアドレスからであれば何回かやり取りが あっても、同じ主訴の相談を続けている間は1件とし て計上しています。

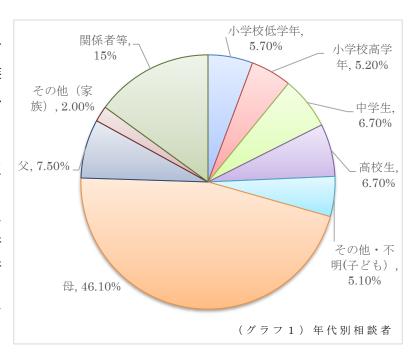
		2日士頂左			
		3月末現在	割合		
栝	目談	653	87.5%		
	電話	605	81.1%		
	メール・手紙	46	6.2%		
	面接調査	2	0.3%		
無	無言電話	93	12.5%		
	計	746	100%		

(2) 相談者別

全相談 653 件の相談者は、子ど も本人が 192 件 (29.4%)、家族 からが 363 件 (55.6%)、それ以 外の相談者が 98 件 (15.0%) と なっています。

年代別を含めた相談者の内訳 はグラフ1のとおりです。

子どもの相談 192 件を年代別に 見ると、小学校低学年 37 件 (19.3%)、小学校高学年 34 件 (17.7%)、中学生 44 件 (22.9%)、 高校生が 44 件 (22.9%) となって います。(グラフ2)

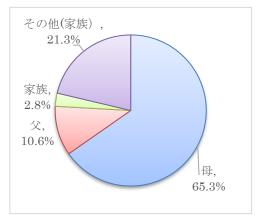


33 件 (17.2%) は年代が不明ですが、メールや匿名相談等は、子どもたちが伝えない限り 年代が判別できない場合が多いためです。

子ども以外からの相談(グラフ3)では、母親からの相談が301件(65.3%)と最も多く、 父親49件(10.6%)、祖父母等の親族13件(2.8%)の順となっています。

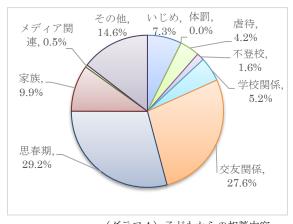


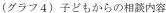
(グラフ2) 子どもからの相談(年代別)

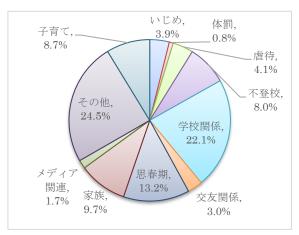


(グラフ3) 子ども以外からの相談者

(3) 相談内容別







(グラフ5) 子ども以外からの相談内容

相談内容を見ると、子どもからの相談内容(グラフ4)は、「思春期」が 56 件 (29.2%)、「交友関係」53 件 (27.6%) で多くなっています。また、いじめに関する相談も 14 件 (7.3%) ありました。

子ども以外の相談者からの相談 (グラフ5) では、学校関係が 102 件 (22.1%) 不登校 37 件 (8.0%) 思春期 (子育てを含む) 61 件 (13.2%) などとなっています。

「その他」は、健康に関する相談、話し相手を求めるものやいたずら電話と思われるもの も含まれます。

いじめや交友関係の相談は学校におけるものがほとんどであり、不登校を含めて学校に 関連する悩みの相談が多いことが分かります。

(4) 関係機関との連携

子ども支援センターが県教育委員会、児童相談所等の関係機関と連携して、子どもや家族が相談で求めてきた解決に結びつけるようにしています。適切な支援の可能な関係機関につなぐことも、子ども支援センターの重要な役割となっています。関係機関と連携した件数は下表のとおりです。

関係機関と連携した事案数(実件数)

機	知事	児 童	県教	警	市	学	そ	合
機 関 種 別	部 局	相	教育委員会		町		の	
別	他課	談 所	員会	察	村	校	他	計
事案数		12	3		19		3	37

(5) 令和2年度相談状況との比較

①総件数

	相談件数	無言等電話数	総受付件数
令和2年度	667 件	167 件	834 件
令和3年度	653 件	93 件	746 件

②月別件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	計
2	相 群 数	.39	39	103	89	72	57	52	42	47	46	44	37	667
年度	総受付件 数	41 (2)	47 (8)	124 (21)	125 (36)	98 (26)	70 (13)	70 (18)	52 (10)	60 (13)	52 (6)	54 (10)	41 (4)	834 (167)
3	相	44	35	38	43	27	78	111	55	63	53	50	56	653
年度	総受付件 数	57 (13)	40 (5)	41 (3)	44 (1)	29 (2)	82 (4)	130 (19)	62 (7)	74 (11)	69 (16)	59 (9)	59 (3)	746 (93)
相談	後増 減	$\triangle 5$	▼ 4	▼ 65	▼ 46	▼ 45	△21	△59	△13	△16	△7	$\triangle 6$	△19	▼ 14
総受	付増減	△16 (△11)	▼ 7 (▼3)	▼ 83 (▼ 18)	▼ 81 (▼ 35)	▼ 69 (▼ 24)	△12 (▼ 9)	△60 (△1)	△10 (▼ 3)	△14 (▼ 2)	△17 (△10)	△5 (▼ 1)	△18 (▼ 1)	▼88 (▼74)

() 内は無言等電話

③月別·相談者(児童、保護者等)別件数

	子ども	保護者等
令和2年度	323 (48.4%)	344 (51.6%)
令和3年度	192 (29.4%)	461 (70.6%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3 月	計
2	II	10	20	78	53	40	18	17	19	25	22	14	7	323
年	児 童	(25.6)	(51.3)	(75.7)	(59.6)	(55.6)	(31.6)	(32.7)	(45.2)	(53.2)	(47.8)	(31.8)	(18.9)	(48.4)
	/□ =#=≠-/≤	29	19	25	36	32	39	35	23	22	24	30	30	344
又	保護者等	(74.4)	(48.7)	(24.3)	(40.4)	(44.4)	(68.4)	(67.3)	(54.8)	(46.8)	(52.2)	(68.2)	(81.1)	(51.6)
3	児 童	10	4	7	13	7	30	52	15	16	8	15	15	192
年		(22.7)	(11.4)	(18.4)	(30.2)	(25.9)	(38.5)	(46.8)	(27.3)	(25.4)	(15.1)	(30.0)	(26.8)	(29.4)
	I□ =#: +r. k/s	34	31	31	30	20	48	59	40	47	45	35	41	461
汉	保護者等	(77.3)	(88.6)	(81.6)	(69.8)	(74.1)	(61.5)	(53.2)	(72.7)	(74.6)	(84.9)	(70.0)	(73.2)	(70.6)
増減	児 童	0	▼ 16	▼ 71	▼ 40	▼ 33	△12	△35	V 4	▼ 9	▼ 14	$\triangle 1$	△8	▼ 131
減	保護者等	△5	△12	$\triangle 6$	▼ 6	▼ 12	△9	△24	△17	△25	△21	△5	△11	△117

() 内は月別の割合(%)

4)比較

ア 全体・相談者別の相談件数について

令和2年度と比較すると、相談件数は14件(2%)の減少となりました。

児童本人は、令和2年度に比べて131件(40.6%)の減少となっており、一方で児童本人以外(家族・関係者等)は、令和2年度に比べて117件(34%)の増加となっています。

イ 事象別相談件数について

いじめ・体罰・虐待といった人権侵害に関する相談件数は 63 件で昨年度の 110 件から、47 件の減少となっています。不登校に関する相談件数は 40 件あり、昨年度より 12 件の増加です。人権侵害や不登校といった、子どもにとって重大な相談がセンターに寄せられている状況です。

3 長野県子ども支援委員会

(1)委員会の設置

「長野県の未来を担う子どもを支援に関する条例」の第 18 条第 1 項では、「いじめ、体罰等による人権侵害を受けた、若しくは受けている子どもや保護者は長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる」とされています。第 19 条では、「子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、長野県子ども支援委員会を設置する」とされており、条例に基づいて平成 27 年 4 月に長野県子ども支援委員会を設置しました。子ども支援委員会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による県の附属機関です。

(2)委員会の体制

委員5名(任期2年、教育・福祉・法律等の分野における専門家) 特別委員(特別の事項を調査審議するため必要があるときに置く。)

〈委員名簿〉

	分野	氏 名	所 属 等
会 長	学識	関 良徳	信州大学学術研究院教育学系教授
会長職務代理	法律	中嶋 慎治	中嶋慎治法律事務所 弁護士
委 員	医療	木村 宜子	佐久総合病院 児童精神科医
委 員	学識	山本 京子	元長野県県民文化部こども・若者担当部長
委員	福祉	曲渕 紀子	長野県社会福祉士会 社会福祉士

(3)委員会の職務

ア 人権侵害に係る救済申出のあった事案に対する調査審議(条例第18条)

条例第 18 条第 5 項では、「調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し次に掲げる事項について勧告することができる」と規定されています。

- ①子どもに対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。
- ②県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。
- イ 知事の諮問による子どもの人権侵害に関する事項の調査審議(条例第19条)
- ウ その他、子ども支援センターの相談業務、運営等に関する助言

(4)委員会の開催状況

相談事案や子ども支援センターの運営に関する審議を行うため、計4回開催しました。 その状況は下記のとおりです。

ア 子ども支援委員会の開催状況

第1回 開催日 令和3年7月12日(月)

[会議事項]

- ・子ども支援センター、学校生活相談センター、LINE 相談窓口「ひとりで悩まないで @長野」の相談状況について
- ・長野県内の子どもの性被害と条例の適用状況について

- ・子どもを性被害から守るための取組関係事業について
- ・令和2年度の活動報告(案)について
- ・事案協議について

ほか

第2回 開催日 令和3年9月6日(月)

[会議事項]

- ・子ども支援センター、学校生活相談センター、LINE 相談窓口「ひとりで悩まないで @長野」の相談状況について
- ・子ども支援のための施策の実施状況について
- ・令和2年度の活動報告(案)について
- ・ 事案協議について

ほか

第3回 開催日 令和3年12月20日(月)

[会議事項]

- ・子ども支援センター、学校生活相談センター、LINE 相談窓口「ひとりで悩まない で@長野」の相談状況について
- ・ 事案協議について

ほか

第4回 開催日 令和4年3月14日(月)

[会議事項]

- ・子ども支援センター、学校生活相談センター、LINE 相談窓口「ひとりで悩まない で@長野」の相談状況について
- ・ 事案協議について

ほか

(5) 人権救済事案調整に係る活動

人権救済事案調整のため、子ども支援委員及び子ども支援センターが行った主な活動は 下記のとおりです。

ア 申し出者との面談

2回(子ども支援委員が対応)

イ 委員会の他事案調整に係る打合せ会議等

1回(子ども支援委員が対応)

ウ 関係機関との打ち合わせ

1回(子ども支援センターが対応)

エ 子ども支援センターにて関係機関等と調整 112 回 (子ども支援センターが対応)

長野県子ども支援センター 長野県子ども支援委員会

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室内

【相談窓口】

子ども専用相談ダイヤル0800-800-8035大人用相談電話026-225-9330FAX相談026-235-7390Eメール相談kodomo-shien@pref. nagano. lg. jp

【お問い合わせ】こども・家庭課 児童相談・養育支援室電話 026-235-7099FAX 026-235-7390